



公益社団法人
関西小型船安全協会

ご案内

安全に航行するためには

船長は一船の最高責任者です。たとえ小型船であっても、船長は船長であって、貴重な人命と財産を一手に預かる重大な責任を負わされているものなのです。小型船の海難事故は、大半が見張り不十分、気象海象に対する注意不足、機関取り扱い不適切等人为的原因によるものであることを考え合わせると、小型船の船長の職責は、操船技術や知識はもちろんのこと、船上でのいろいろな仕事も立派にこなさなければなりません。

安全にプレジャーボートを楽しむためには海をよく知り、船を理解し、運航に関する基本的な事項を念頭に入れ、プレジャーボートを運航することが大切です。

会員五則

- 1.会員としての誇りを持ちます
- 2.グッドシーマンシップを守ります
- 3.安全運航に努めます
- 4.ライフジャケットを着用します
- 5.連絡手段を用意します

公益社団法人
〒662-0934

関西小型船安全協会
兵庫県西宮市西宮浜4丁目16-2
新西宮ヨットハーバー
電話(0798)33-6616
FAX(0798)39-8805
ホームページURL
<http://www.kan-shoankyo.or.jp/>
協会メールアドレス
kan-shoankyo@crux.ocn.ne.jp



近畿・南四国の海の安全を願って…
あなたも海の安全を守りませんか?

1978年(昭和53年)3月に社団法人関西小型船安全協会は海上安全指導員の活動を支える組織として出発、2014年(平成26年)4月1日に公益社団法人としてスタートしました。

当協会は、モーターボート、ヨット、遊漁船、瀬渡船等の小型船舶の海難を防止するとともに、運航マナーの向上を図ることにより安全で秩序ある海洋レクリエーションの普及と発展に寄与し、社会に貢献することを目的として1978年(昭和53年)3月に設立されました。

その目的を達成するため、以下の事業を実施しています。

1. 公衆に対する小型船舶の交通安全に関する教育
2. 小型船舶に対する安全パトロール
3. 小型船舶の交通安全思想の普及及び宣伝
4. 小型船舶の交通安全に関する調査及び研究
5. その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

これらの事業は兵庫県南部、大阪府、和歌山県、徳島県及び高知県の沿岸海域で行っています。

組織

会員(個人会員、団体会員、法人会員、賛助会員)

大阪府支部 | 兵庫県東部支部 | 兵庫県西部支部 | 和歌山県支部 | 徳島県支部 | 高知県支部

本部(総会、会長、副会長、理事会、監事、事務局)



活動内容

公益社団法人 関西小型船安全協会は、会員の皆様へ次のような様々なサポートをいたします。

1. 海上安全講習会(講義及び実技)の開催
2. 海事関係法令・航海計画の相談
3. 海上安全指導員への推薦
4. 安全パトロール艇への推薦
5. 各種イベント参加及び開催の相談
6. 各種情報満載の広報誌(しおかぜ)の発行
7. ポスター、パンフレットの無料配布
8. 船の保管、整備などに関する各種相談
9. その他、航行安全に関する相談

海上安全指導員

マリンレジャーを愛する人にとってプレジャーボートの海難防止は避けては通れない課題です。

マリンレジャー活動の活発化に伴いプレジャーボート海難は増加しており、近年の全国の船舶種類別海難隻数は最多となっており、楽しいはずのマリンレジャーが一転して不幸な結末を迎える海難が後を絶ちません。

このようなプレジャーボート海難を防ぐために日々活躍されている方々が当会員の中から海上保安庁に指名されたボランティアの海上安全指導員です。

海上安全指導員は、安全に海を楽しむことができる事を願って、安全講習会、安全パトロール活動、訪船指導等を行い、皆様のスキルアップ、マナーアップのお手伝いをしています。

「長期間海上安全指導員として活動頂いた方への表彰制度があり、毎年、海の日(7月中旬)に当協会会員が受賞されています。表彰は規定に従って国土交通大臣表彰、海上保安庁長官表彰、第五管区海上保安本部長表彰、保安部署長表彰があります。」



入会のご案内

皆様も是非、会員となって安全活動を支えませんか。マリンレジャーの愛好家の安全我々自身の手で!!



公益社団法人 関西小型船安全協会

個人会員: 入会金なし 年会費3,500円

入会ご希望の方は当協会ホームページからお申し込みいただくか、FAXあるいはメールをお願いいたします。

電話(0798)33-6616

FAX(0798)39-8805

ホームページURL <http://www.kan-shoankyo.or.jp/>

協会メールアドレス kan-shoankyo@crux.ocn.ne.jp

会員証



会員種別	金額／年額	備考
正会員	法人会員 個人会員	入会金 30,000円 3,500円
	団体会員	会員数10人以上、29人以下の団体で会員一人あたり 2,000円
		会員数30人以上の団体で会員一人あたり 1,000円
	賛助会員	金額は規定しない 賛助会費を納め、本会の事業に協力する。

